この機関紙は、施設長用と職員回覧用の2部をお届けします。職員への回覧を忘れないようにしましょう。できるだけ職員に情報を提供し、サービスの向上を図りましょう。

第6号 平成8年('96年)10月12日

— 仮称 —

な い - ぶ

視情協通信 NAIIV

 \underline{N} ational \underline{A} s sociation of \underline{I} nsutitutions of \underline{I} nformation Servise for the \underline{V} isually Handicapped

(発行) 〒550 大阪市西区江戸堀1-13-2 盲人情報文化センター内

全国点字図書館協議会事務局

(仮称 全国視覚障害者情報提供施設協議会) TEL 06-441-0015 FAX 06-441-0039

発行責任者 川越利信

~~~~~~~~主 な 内 容 ~~~~~~~部会規約最終改正案 ··········1部会規約改正案(第3次案) ·····2全国視覚障害者情報提供施設協議会会則(第3次案) ··· 1

# 部会規約最終改正案

―― 岡山大会に向けて、最終案を提案します ―――

部会活動の推移および部会名称の変更に伴い、部会規約の抜本的な改正が必要となりました。

第1次改正案は、去る6月に開催された日盲社協大会時の事業部会で部会長から提案されました。その後、大西良生氏(香川県視覚障害者福祉センター館長)、小口継明氏(神奈川ライトセンター所長)の協力を得て、第2次改正案を作成しました。特に小口氏には規約の細部に至るまで徹底的に分析していただきました。10月5日、企画委員会で更に検討を加え、川越利信部会長ならびに藤野克己副部会長の責任担当で最終草案(第3次案)を作成しました。

規約改正のポイントは以下の5点です。

- 1 身障法33条ならびに一般社会の激変する情報環境に対応するために、情報提供施設が協力しあってサービスを展開する上での必要かつ、より現実的な規約にする。
- 2 部会名称を変更する。
- 3 「政策委員」を「運営委員」に改称する。

- 4 最終決議の場を、これまで「館長会議」に限定していたが、開催時期、館長会議の実態から無理があるので、運営委員に権限を大きく委譲する。
- 5 事業の中に「施設長および職員研修」を明記し、「運営基準」との連動を諮り、 従事者の質向上により積極的に取り組めるようにする。

なお、協議会会則は、部会規約に準拠しているので説明は付記していません。

さて、岡山大会がいよいよ近づいてきました。それぞれお忙しいこととは存じますが、施設内でご検討の上、25日の館長会議(施設代表者会議)にご出席ください。

お気づきの点、更なる修正案、ご意見などがございましたら、FAX・電話などで 全点協事務局へお知らせください(10月21日までに)。館長会議の限られた時間 を有効に利用するためにどうぞご協力ください。

部会長 川越利信

# 部会規約改正案(第3次案)

# 現行規約

この内規は、社会福祉法人日本盲人 社会福祉施設協議会(以下、「日盲社協」という)点字図書館部会の運営に関して、必要な事項を定める。なお、この内規は、日盲社協の定款を遵守することを前提とする。

# 改 正 案

#### (前文)

この規約は、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会(以下、「日盲社協」という)情報サービス部会の運営に関して、必要な事項を定める。なお、この規約は、日盲社協の定款を遵守することを前提とする。

#### (名称)

第1条 この会を、点字図書館部会(以下、「部会」という)と称する。

#### (名称)

第1条 この会を、情報サービス部会 (以下、「部会」という)と称する。

2 部会の略称を「情報部会」とする

#### (事務所)

第2条 この部会の事務所は、部会長の所属する施設に置く。

#### (事務所)

第2条 部会の事務所は、部会長の所属する施設に置く。

## (目的)

第3条 この部会は、全国で視覚障害者に対する種々の情報提供を行う点字図書館等が連携を図り、視覚障害者へのよりよい情報提供を目指すことを目的とする。

## (目的)

第3条 部会は、全国の視覚障害者情報提供施設等が連携を図り、視覚障害者へのよりよい情報サービスを目指すことを目的とする。

(説明)3条以下、「目的、会員、事業」の順を、「目的、事業、会員」の順にした

## (会員)

第4条 この部会の会員は、日盲社協に加盟する施設・団体のうち、視覚障害者に対する種々の情報提供を行う点字図書館等とする。

### (事業)

第4条 部会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員の相互協力に関すること。
- (2)視覚障害者に対する情報サービス等に関する調査研究。
- (3)点訳、音訳並びに拡大資料に関する調査研究。
- (4)施設長及び職員の研修並びに資格に関すること。
- (5) その他、部会の目的を達成する ために必要なこと。

## (事業)

第5条 この部会は、第3条の目的 達成のため、次の事業を行う。

- (1)各館の相互協力に関すること
- (2)視覚障害者に対する図書館サービス等についての調査研究
- (3)点訳・音訳に関する調査研究
- (4)その他、この部会の目的達成 のために必要なこと

# (会員)

第5条 部会の会員は、日盲社協に加盟する施設並びに団体のうち、第3条の目的に賛同する視覚障害者情報提供施設等とする。

# (ブロック)

第6条 この部会の事業を円滑にするため、全国を次の6ブロックに分ける。

# (ブロック)

第6条 部会の事業を円滑にするため 全国を次の6ブロックに分ける。

1. 東北・新潟・北海道ブロック(略

- 1. 東北・新潟・北海道ブロック
- 2. 関東ブロック
- 3.中部ブロック
- 4.近畿ブロック
- 5.中国・四国ブロック
- 6. 九州ブロック

称:東北ブロック)

- 2. 関東ブロック
- 3.中部ブロック
- 4. 近畿ブロック
- 5 . 中国・四国ブロック (略称:中四 国ブロック)
- 6. 九州ブロック

(役員・政策委員)

第7条 この部会に次の役員・政策 委員を置く。

部会長 1名副部会長 2名政策委員 若干名監 事 1名

(役員)

第7条 部会に次の役員を置く。

部会長 1名 副部会長 2名

運営委員 12名(部会長、副部会

長を含む)

- 2 役員は、日盲社協の理事または評議員を兼務する。
- 3 部会長及び副部会長並びに前項の 規定によって日盲社協の理事を兼務する 者は、常任運営委員とする。

## (説明)

# 第1項関係

- (1) 役員(部会長及び副部会長)と運営委員を区別する必要性は特に考えられない。
- (2) 新制度では運営委員は運営委員会を構成し、総会に代わる権限を行使する職であるから、その数と構成員を明確にしておく必要がある。その数を12名としたのは、現在の数(各ブロック代表6名及び全国選出6名)を踏襲したもの。 運営委員12名の中に部会長及び副部会長を含むと明記したのは、部会長及び副部会長は運営委員の互選によるものであり、したがって、運営委員の数の中に含まれることを明確にしておくためである。

## 第3項関係

「理事」は、「日盲社協の理事」であることを明確にしておく必要がある。

(役員・政策委員の職務及び任期) 第8条 部会長はこの部会を代表し 会務を統括する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは職務を代行する

(役員の職務および任期)

第8条 部会長はこの部会を代表し、 会務を統括する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは職務を代行する。

3 役員・政策委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 運営委員は、運営委員会を構成し この規約に定める職務を行う。
- 4 常任運営委員は、常任委員会を構成し、この規約に定める職務を行う。
- 5 前条第1項に定める役員の任期は 2年とする。ただし、再任を妨げない。

# (説明)

第3項関係 運営委員と運営委員会の関係が明確に規定されていないと思われる ので明確にした。

第4項関係 第3項関係と同様に常任運営委員と常任委員会の関係を明確にした。 理事について 「理事」は、上部組織である日盲社協の「理事」であり、部会の

「理事」ではない(心情として、日盲社協の理事の活動方針につい て期待することは当然としても)。上部組織の役員の職務を下部組 織の規約で定めることは僣越の謗りを免れないと思う。したがって、 理事職務に相当する規定は入れていない。

# (役員の選出)

第9条 役員は、政策委員会で選出し、館長会議の承認を得るものとする

# (部会長等の選出)

第9条 部会長及び副部会長は、運営 委員の互選によって選出し、会員の同意 を得るものとする。

2 日盲社協の理事は、運営委員が推 薦する。

## (会議)

第10条 この部会の会議は、館長会議・政策委員会及び企画委員会とし、いずれも部会長が招集する。

2 会議の議決は、いずれも出席者 の過半数をもって行う。ただし、この 内規の改廃については、出席者の3分 の2以上の同意を必要とする。

#### (会議)

第10条 会議は、専門委員会及び特別 委員会を除いて、いずれも部会長が招集 し、構成員の3分の2以上の出席をもっ て成立する。

2 会議の議決は、いずれも出席者の過半数をもって行う。

(説明)第1項関係 運営委員会の権限を考えると、会議の成立要件を明確にして おくことが必要。

# (館長会議)

第11条 館長会議は年2回以上開催 し、次の事項を議決する。

- (1)事業報告及び決算の承認
- (2)事業計画及び予算の決定
- (3)内規の改廃
- (4)その他、この部会の運営に関する重要事項の決定

# (運営委員会等)

第11条 運営委員会は、年2回以上開催し、他の条項に規定することのほか、次の事項を議決し、会員の同意を得るものとする。ただし、日常軽易な業務は部会長が専決し、運営委員会に報告する。

- (1)事業計画及び予算の決定
- (2)事業報告及び決算の承認
- (3)法人の業務、運営に関すること
- (4) その他、部会の運営に関する重要事項の決定
- 2 常任委員会は、部会長が必要と認めたとき、次の事項を議決する。この場合、議決後速やかに運営委員に報告する
  - (1)年間の事業計画等に予定されて いる事業項目に関する事項
  - (2)緊急な事項
- (説明)現行規約では館長会議が最高決議の場となっている。しかし、上部組織である日盲社協の予算理事会は3月に開催されるが、館長会議は原則として10月に開催される。部会の最高決議の場とするには、時期的にも、館長会議の実態としても、困難性がある。部会運営の実際は、慣習的に、政策委員会および企画委員会が部会の重要な議決の場となっている。そこで改正案では、部会を運営するための現実的な規約として提案した。

# (政策委員会)

第12条 政策委員会は、各ブロック 代表者及び若干の学識経験者で構成す る。学識経験者は、各ブロック代表者 が推薦し部会長が委嘱する。

- 2 政策委員会は、次の事項を協議 する。ただし、日常軽易な業務は部会 長が専決し、これを政策委員会に報告 する。
  - (1)館長会議に付議すべき事項
- (2)館長会議で議決した事項の執行に関すること
- (3)各専門委員会の設置並びに各専門委員会委員の人事に関すること

# (運営委員の資格)

第12条 運営委員は、第6条に定める 各ブロックを代表する者、並びに会員施 設代表者の中からブロック代表者が推薦 し、部会長が委嘱した者とする。 (4)その他、部会の運営に関する 重要事項

3 政策委員会の委員は、日盲社協の理事あるいは評議員に就任するものとする。

(説明)運営委員の資格を明確にした。運営委員の総数は、改正案第7条第1項第3号で12名と規定しており、各ブロックを代表する者は6名であることから、ブロックを代表する者の推薦による運営委員は6名となる。なお、現行規約第12条は政策委員会の構成員の表現を「各ブロック代表者および若干の学識経験者」としているが、この表現は部会会員以外の者が含まれるとイメージされる表現であり、組織内自治を理想と考える立場から見れば、総会に代わる権限をもつ運営委員会を部外者を含めて構成することは問題である。また、現在の政策委員は全員が会員施設の代表者である実態もあり、誤解の生じる余地のない規定にした。

# (企画委員会)

第13条 この部会に企画委員会を設置し、部会の事業・運営等の企画に当たる。

2 企画委員会は、部会長・副部会長・各専門委員会委員長等で構成する

# (企画委員会)

第13条 部会に企画委員会を設置し、部会事業全般の企画及び調整に当たる。

- 2 企画委員会は、常任運営委員及び各専門委員会委員長で構成する。
- 3 必要あるときは、企画委員会に特別委員会委員長等の出席を求めることができる。
- 4 前項の規定により出席した者は、 議決権を有しない。

## (説明)

#### 第2項関係

現行規約第13条第2項の企画委員会構成員には、実際には特別委員会委員長が含まれているが、改正案では特別委員会委員長を除外した。

(理由)特別委員会は、「てんやく広場」のために設置された委員会であることは明らかであり、今後特別委員会制度を活用する場面は他に想定されない現実を考えれば、特別委員会は即「てんやく広場」であると解して差支えないと思う。ところで、「てんやく広場」は部会からの独立性が極めて強く、別組織の実態がある。このような組織を代表する者が、部会の中枢である企画委員会に参画する規定を持つことは、組織内自治の見地からも問題があると考える。誤解のないように付け加えると、常に両者は緊密に連携、協力関係を持ち続けることは大切なことであり、必要なことだが、規約の中に明記することには問題があるのではという意味である。

## 第3項関係

必要あるときは、特別委員会委員長を含め、企画委員以外の方の参考意見を聞くことができるようにした。

### 第4項関係

企画委員会の会議は、企画委員のみで議決されることを明確にした。

# (専門委員会)

第14条 この部会の目的達成のため 必要に応じて専門委員会を設置するこ とができる。

- 2 専門委員会の設置及び委員の人 事については、政策委員会の協議を経 て部会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

# (専門委員会)

第14条 部会の目的達成のため、必要 に応じて専門委員会を設置することがで きる。

- 2 専門委員会の設置及び廃止については、運営委員会の議決を経るものとする。
- 3 専門委員会の人事については、運 営委員会の議決を経て部会長が委嘱する
- 4 専門委員会の委員の任期は、特別な場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

# (説明)

# 第2項及び第3項関係

現行規約第14条第2項の規定に専門委員会の廃止の規定を加え、専門委員会の設置及び廃止については改正案第2項に、専門委員会の人事については改正 案第3項にそれぞれ規定した。

# (集会)

第15条 会員の統合と連帯を図り、意 見及び情報の交換等を通じて、部会の一 層の発展を期するため全会員の参加する 集会を、年2回開催する。

(説明)現行規約にはないが、全会員が集まって意見交換、情報交換などの機会を持ち、「会員の同意を得る」場を確保するために、従前の実態を配慮し、集会の規定を設けた。回数は、現行規約第11条に規定されている館長会議の回数に合わせたものである。実際には、6月の日盲社協大会の際の事業部会と秋の大会のことを意味するが、大会を2回行うという表現は不自然なので、「集会」とした。

## (特別委員会)

第15条 この部会に、必要に応じて 特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の設置及び廃止は、 政策委員会の議決を経て、館長会議に おいて承認を得るものとする。
- 3 特別委員会の事業及び経理については、政策委員会及び館長会議に報告するものとする。

## (特別委員会)

第16条 部会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置及び廃止は、運 営委員会の議決を経るものとする。

(説明)現行規約第15条第3項に相当する規定は、改正案にはない。その理由は、 改正案第13条第1項において企画委員会の構成員から特別委員会委員長を 除外した理由と同じ考えによる。

# (入会・退会)

第16条 この部会への入会は、政策 委員会の議決を経て、館長会議におい て承認を得るものとする。

- 2 この部会からの退会は、政策委員会の承認を得るものとする。
- 3 次に該当したときは退会とみなす。
- (1)施設を廃止したとき、あるい は事業活動を停止したとき
  - (2)会費を2年以上滞納したとき
- 4 会員として著しく不適格な行動 のあったものは、館長会議の議決によ って退会させることができる。

# (入会及び退会)

第17条 部会への入会及び退会は、運 営委員会の議決を経るものとする。

2 会員として著しく不適格な行動の あったものは、運営委員会の議決を経て 退会させることができる。

#### (経費)

第17条 この部会の経費は、日盲社協の事業費その他をもって当てる。

# (経費)

第18条 部会の経費は、日盲社協からの繰入金その他の収入をもって当てる。

#### (会計年度)

第18条 この部会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計年度)

第19条 部会の会計は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

# (規約の改廃)

第20条 この規約を改廃しようとするときは、運営委員会の議決を経て、会員の同意を得るものとする。

(説明) 規約の改廃は、最終的に会員の意思によるものであることを規定した。

## (細則)

第19条 この部会の運営に当たって 必要な場合は、細則を設けることがで きる。

2 細則は、政策委員会の議決を経て、館長会議で決定する。

# (細則)

第21条 この規約に定めるものの他、 部会の運営に当たって必要な事項は、細 則で定める。

#### 付 則

1.この内規は、平成5年6月9日に施行する。

#### 付 則

- 1 この規約は、平成 年 月 日 制定し、施行する。
- 2 この規約の制定、施行の日に、従 前の点字図書館部会内規(平成5年6月 9日施行)(以下、「従前の内規」とい う。)によって部会長、副部会長及び 策委員並びに日盲社協の理事または評議 員である者は従前の内規による任期終了 までの間、この規約によって部会長、副 部会長及び運営委員並びに日盲社協の理 事または評議員にそれぞれ選任等された 者と見做す。
- 3 この規約の制定、施行の日に、従前の内規によって設置された企画委員会専門委員会及び特別委員会は、それぞれこの規約によって設置されたものと見做す。
- 4 この規約の制定、施行の日に、従前の内規によって委嘱された専門委員会の人事は、従前の規約による任期終了までの間、この規約によって委嘱された人事と見做す。
  - 5 従前の内規は、廃止する。

## (説明)

第1項関係 今回の改正は、点字図書館部会から情報サービス部会へと活動の実態 を大きく発展させようとするものである。これを考えると、現内規の 一部を改正する手法ではなく、現内規は廃止し、新たな規約を作る手 法による方が、会員の意識を高めるためにもよいと考える。したがっ て、改正案は新規約の制定と施行を示すことにした。

第2項関係

現行規約を廃止して新しい規約を制定すると、現行規約によって選任 等されている部会長以下の人事も新規約によって選び直さなくてはな らないことになるが、混乱を避け、スムーズに新制度へ移行させるた め、現行規約によって決まっている人事は継続させる手法をとった。

# 第3項及び第4項関係

第2項関係と同様に、各委員会の設置及び専門委員会の人事について も現行規約から新規約へ継続させることとした。

第5項関係で、現行規約の廃止を宣言した。

# 全国視覚障害者情報提供施設協議会会則(第3次案)

| 現 行 会 則                                              | 改正案                                                                      |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (名称)<br>第1条 この会を、全国点字図書館<br>協議会(以下、「本会」という)と称<br>する。 | (名称)<br>第1条 この会を、全国視覚障害者情報提供施設協議会(以下、「本会」という。)と称する。<br>2 本会の略称を「全視情協」とする |

#### (事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の所 属する施設に置く。

# (事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の所属 する施設に置く。

## (目的)

第3条 本会は、全国で視覚障害者 に対する種々の情報提供を行う点字図 書館等が連携を図り、視覚障害者への

## (目的)

第3条 本会は、全国で視覚障害者に 対する種々の情報提供を行う施設及び団 体が連携を図り、視覚障害者へのよりよ よりよい情報提供を目指すことを目的「い情報サービスを目指すことを目的とす ── (仮称)視情協通信 NAIIV 第6号

# (会員)

第4条 本会の会員は、全国で視覚 障害者に対する種々の情報提供を行う 点字図書館等のうち、第3条の目的に 賛同する施設・団体とする。

#### (事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成の ため、次の事業を行う。

- (1)各施設及び団体の相互協力に関 すること
- (2)視覚障害者に対する情報サービ ス等についての調査研究
- (3)点訳、音訳及び拡大資料に関す る調査研究
- (4)施設長、職員及びリーダーの研 修ならびに資格に関すること
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと

# (事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成 のため、次の事業を行う。

- (1)各館の相互協力に関すること
- (2)視覚障害者に対する図書館サービス等についての調査研究
- (3)点訳・音訳に関する調査研究
- (4) その他、本会の目的達成のた めに必要なこと

# (会員)

第5条 本会の会員は、全国で視覚障害者に対する種々の情報提供を行う施設及び団体のうち、第3条の目的に賛同する施設及び団体とする。

## (ブロック)

第6条 本会の事業を円滑にするため、全国を次の6ブロックに分ける。

- 1. 東北・新潟・北海道ブロック
- 2. 関東ブロック
- 3.中部ブロック
- 4. 近畿ブロック
- 5.中国・四国ブロック
- 6. 九州ブロック

## (ブロック)

第6条 本会の事業を円滑にするため 全国を次の6ブロックに分ける。

- 1. 東北・新潟・北海道ブロック(略称: 東北ブロック)
- 2. 関東ブロック
- 3.中部ブロック
- 4.近畿ブロック
- 5 . 中国・四国ブロック (略称:中四 国ブロック)
- 6. 九州ブロック

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名副会長2名理事若干名若干名監事1名

# (役員並びに監事)

第7条 本会に次の役員並びに監事を 置く。

(1)役員

会長1名副会長2名

運営委員 12名(会長及び副会 長を含む。)

(2)監事 2名

- 2 役員は、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会(以下、「日盲社協」という。)情報サービス部会の部会長、副部会長及び運営委員をそれぞれ兼務する。
- 3 前項の規定により日盲社協情報サービス部会の役員を兼務した者のうち、 同部会の常任運営委員となった者は、本 会においても常任運営委員とする。

# (役員の職務及び任期)

第8条 会長は本会を代表し、会務 を統括する。なお、会長は社会福祉法 人日本盲人社会福祉施設協議会(以下 「日盲社協」という)の点字図書館部 会長を兼ねるものとする。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただ し、再任を妨げない。

# (職務及び任期)

第8条 会長は、本会を代表し、会務 を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成しこの規約に定める職務を行う。
- 4 常任運営委員は、常任運営委員会を構成し、この規約に定める職務を行う
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監 査する。
- 6 監事は、前項の監査を行ったとき 及び必要があると認めるときは、運営委 員会及び常任委員会に出席して意見を述 べるものとする。
- 7 役員並びに監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (役員の選出)

第9条 役員は政策委員会で選出し総会の承認を得るものとする。

# (会長等の選出)

第9条 会長及び副会長は、運営委員の互選によって選出し、会員の同意を得るものとする。

2 監事は、運営委員会の推薦を経て 会長が委嘱する。

# (会議)

第10条 本会の会議は、総会・政策 委員会及び企画委員会とし、いずれも 会長が招集する。

2 会議の議決は、いずれも出席者 の過半数をもって行う。ただし、この 会則の改廃については、出席者の3分 の2以上の同意を必要とする。

# (会議)

第10条 会議は、専門委員会及び特別 委員会を除いていずれも会長が招集し、 構成員の3分の2以上の出席をもって成 立する。

2 会議の議決は、いずれも出席者の過半数をもって行う。

# (総会)

第11条 総会は年2回以上開催し、 次の事項を議決する。

- (1)事業報告及び決算の承認
- (2)事業計画及び予算の決定
- (3)会則の改廃
- (4)その他、本会の運営に関する 重要事項の決定

# (運営委員会等)

第11条 運営委員会は、年2回以上開催し、他の条項に規定することのほか、次の事項を議決し、会員の同意を得るものとする。ただし、日常軽易な業務は会長が専決し、運営委員会に報告する。

- (1)事業計画及び予算の決定
- (2)事業報告及び決算の承認
- (3)日盲社協情報サービス部会の業 務及び運営に関すること
- (4) その他、本会の運営に関する重 要事項
- 2 常任運営委員会は、会長が必要と 認めたとき、次の事項を議決する。この 場合、議決後速やかに運営委員に報告す る。
  - (1)年間の事業計画等に予定されて いる事業項目に関する事項
  - (2)緊急な事項

## (政策委員会)

第12条 政策委員会は、第6条の各 ブロック代表者及び若干の学識経験者 の理事で構成する。学識経験者は、各 ブロック代表者が推薦し会長が委嘱す る。

- 2 政策委員会は必要に応じて会長 が招集し、次の事項を協議する。ただ し、日常軽易な業務は会長が専決し、 これを政策委員会に報告する。
  - (1)総会に付議すべき事項
  - (2)総会で議決した事項の執行に 関すること
  - (3) 各専門委員会の設置並びに各 専門委員会委員の人事に関す ること
  - (4)その他、本会の運営に関する 重要事項
- 3 政策委員会の委員は、日盲补協 の理事あるいは評議員に就任するもの とする。

## (運営委員の資格)

第12条 運営委員は、第6条に定める 各ブロックを代表する者、並びに会員施 設代表者の中からブロック代表者が推薦 し、会長が委嘱した者とする。

#### (企画委員会)

第13条 本会に企画委員会を設置し 本会の事業・運営等の企画に当たる。

2 企画委員会は、会長・副会長・ 各専門委員会委員長等で構成する。

## (企画委員会)

第13条 本会に企画委員会を設置し、 本会事業全般の企画及び調整に当たる。

- 2 企画委員会は、常任運営委員及び 各専門委員会委員長で構成する。
- 3 必要あるときは、企画委員会に特 別委員会委員長等の出席を求めることが できる。
- 4 前項の規定により出席した者は、 議決権を有しない。

# (専門委員会)

第14条 本会の目的達成のため、必

# (専門委員会)

第14条 本会の目的達成のため、必要 要に応じて専門委員会を設置すること|に応じて専門委員会を設置することがで

・ (仮称)視情協通信 NAIIV 第6号

- 2 専門委員会の設置及び委員の人 事については、政策委員会の協議を経 て会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 専門委員会の設置及び廃止については、運営委員会の議決を経るものとする。
- 3 専門委員会の人事については、運 営委員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 4 専門委員会の委員の任期は、特別な場合を除いて2年とする。ただし、再任を妨げない。

# (集会)

第15条 会員の統合と連帯を図り、意見及び情報の交換等を通じて、本会の一層の発展を期するため、全会員の参加する集会を年2回開催する。

# (特別委員会)

第15条 本会に、必要に応じて特別 委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の設置及び廃止は、 政策委員会の議決を経て、総会におい て承認を得るものとする。
- 3 特別委員会の事業及び経理については、政策委員会及び総会に報告するものとする。

# (特別委員会)

第16条 本会に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置及び廃止は、運営委員会の議決を経るものとする。

## (入会・退会)

第16条 本会への入会は、政策委員 会の議決を経て、総会において承認を 得るものとする。

- 2 本会からの退会は、政策委員会の承認を得るものとする。
- 3 次に該当したときは退会とみな す。
  - (1)施設・団体を廃止したとき、 あるいは事業活動を停止した

#### (入会及び退会)

第17条 本会への入会及び退会は、運 営委員会の議決を経るものとする。

2 会員として著しく不適格な行動の あったものは、運営委員会の議決によっ て退会させることができる。 一 (仮称)視情協通信 NAIIV 第6号

(2)会費を2年以上滞納したとき

4 会員として著しく不適格な行動 のあったものは、総会の議決によって 退会させることができる。

# (会費)

第17条 本会の会費は、1会員年額 30,000円とする。

2 日盲社協に加盟し、その会費を 納入したものは、本会の会費を納入し たものとする。

# (経費)

第18条 本会の経費は、会費収入その他の収入をもって当てる。

2 日盲社協に加盟し、その会費を納入した者は、本会の会費を納入したものと見做す。

# (会計年度)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日 日に始まり、翌年3月31日をもって 終わる。

## (会計年度)

第19条 本会の会計は、毎年4月1日 に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (会則の改廃)

第20条 この会則の改正及び廃止は、 運営委員会の議決を経て、会員の同意を 必要とする。

## (日盲社協への参加)

第19条 本会は、日盲社協に点字図 書館部会として参加する。

## (日盲社協への参加等)

第21条 本会は、日盲社協へ情報サービス部会として参加し、日盲社協の決定事項並びに大会決議及び大会宣言等を尊重し、共に協力し合い、視覚障害者の社会参加及びノーマライゼーションの促進に寄与するものとする。

## (細則)

第22条 この会則に定めるものの他、

本会の運営に当たって必要な事項は、細則で定める。

── (仮称)視情協通信 NAIIV 第6号

## 付 則

- 1.この会則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2.この会則は、平成5年6月9日に改正施行する。

# 付 則

- 1 この会則は、平成 年 月 日制 定し、施行する。
- 2 この会則の制定、施行の日に、従前の全国点字図書館協議会会則(平成5年6月9日施行)(以下、「従前の会則」という。)によって会長、副会長、政策委員及び監事である者は、従前の会則による任期終了までの間、この会則による会長、副会長、運営委員及び監事にそれぞれ選任等されたものと見做す。
- 3 この会則の制定、施行の日に、従前の会則によって設置された企画委員会専門委員会及び特別委員会は、それぞれこの規約によって設置されたものと見做す。
- 4 この会則の制定、施行の日に、従前の会則によって委嘱された専門委員会の人事は、従前の会則による任期終了までの間、この会則によって委嘱された人事と見做す。
  - 5 従前の会則は、廃止する。

編集後記 岡山大会が迫ってまいりました。岡山大会は、視覚障害者の「目の代わり」の役割を担う私たち点字図書館(情報提供施設)にとって、たいへん重要な意味を持つ場になることと思います。

今、時代が変化していることを実感します。政治を含めて社会のあらゆるものが激しく変化しています。情報環境も激変しています。視覚障害者の情報環境を時代の変化に合わせて行かなければ、ノーマライゼーションの実現は困難となります。私たちは視覚障害者の情報環境を整え、それぞれの地域において社会機能として、「豊かな目の代わり」としての役割、責任を負っています。

〉 岡山大会が、私たち自身の役割、責任を意識した切磋琢磨の場となり、その結 〉 、果が、視覚障害者のよりよき情報環境づくりにつながりますよう祈念して第6号 〉 をお届けします。